

# 豊川市福祉相談センター 一覧

ご相談はお住まいの地域(中学校区)の福祉相談センターへ

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

営業日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始は除く)

東部圏域(東部・一宮中学校区)

	電話	住所	休日対応
東部福祉相談センター	TEL: 85-6110 FAX: 85-6131	東新町33-1 県営稲荷北住宅敷地内	第1土曜日と翌日曜日
一宮出張所	TEL: 93-0801 FAX: 93-0804	上長山町本宮下1-1685 いかまい館内	なし

西部圏域(西部・音羽・御津中学校区)

	電話	住所	休日対応
西部福祉相談センター	TEL: 88-8005 FAX: 87-5452	国府町下河原61-2 西部地域福祉センター内	第4土曜日と翌日曜日
音羽出張所	TEL: 88-5940 FAX: 88-7927	赤坂町狭石1 音羽福祉保健センター内	なし
御津出張所	TEL: 77-1502 FAX: 77-2330	御津町広石枋ヶ坪88 御津福祉保健センター内	なし

南部圏域(南部・小坂井中学校区)

	電話	住所	休日対応
南部福祉相談センター	TEL: 89-8820 FAX: 89-8812	山道町2丁目49 県営牛久保住宅併設	第2,5土曜日と翌日曜日
小坂井出張所	TEL: 78-4584 FAX: 78-3242	小坂井町大堀10 きふうかん こざかい葵風館内	なし

北部圏域(中部・代田・金屋中学校区)

	電話	住所	休日対応
北部福祉相談センター	TEL: 88-7260 FAX: 88-7261	平尾町親坂36 ふれあいセンター内	第3土曜日と翌日曜日
代田出張所	TEL: 89-8070 FAX: 89-9112	諏訪西町2丁目158-1 市営諏訪西住宅併設	なし
金屋出張所	TEL: 85-6258 FAX: 89-8815	金屋元町2丁目53-1 東部地域福祉センター内	なし

市役所担当課 介護高齢課	TEL: 89-2105	FAX: 89-2137
--------------	--------------	--------------

(福祉相談センターは市の委託を受け豊川市社会福祉協議会が運営しています。)

あなたのお住まいの担当は  
福祉相談センターです



豊川市社会福祉協議会HP  
QRコード

令和5年4月発行

# 福祉相談センター

令和5年4月から高齢者だけでなく幅広い世代の福祉に関わる相談をお受けするため、

「地域包括支援センター」の呼び名を「高齢者相談センター」から

「福祉相談センター」に変更しています。



親が認知症になるとは  
思っていなかった



突然身に覚えのない  
電話が来た

お気軽にご相談ください



こんなところで  
つまずくなんて



老後を一人で過ごす  
ことになるなんて



豊川市

# 安心して生活していくために

認知症や介護に関する悩み、健康や福祉に関することなど  
高齢者だけでなく、幅広い世代の福祉に関わる相談に応じます。

## 主な相談内容

- 介護保険や福祉サービス利用の相談
- 介護保険・福祉サービスの代行申請や申請の相談
- 認知症に関することや介護方法の相談
- 介護を行う家族等の悩み相談
- 施設入所の相談
- 生活に関する相談
- 外出先や交流先の相談 など

私たちが訪問します

福祉相談センターへ  
ご相談ください

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの  
専門職が連携して、みなさんが住み慣れた地域で  
安心して暮らせるよう支援します。  
ご相談は全て無料です。

# 健康を維持するために

介護予防に関する出前講座や予防教室の開催、  
介護保険の利用などみなさんの健康づくりを支援します。

介護保険の要支援1・2の認定を受けた方や、  
基本チェックリストで生活機能の向上が必要と判定され  
た方、健康に不安のある方に対して、個人の状態に合わせて  
適切な「介護予防プラン」を作成します。

※従来の介護保険による支援に加え、「介護  
予防・日常生活支援総合事業」を実施して  
います。運動・栄養・口腔機能向上プラン  
を作成し、介護予防教室などに参加しながら、  
生活機能の維持・向上につなげます。

# みなさんの暮らしを守るために

## ● 高齢者虐待の防止・早期発見に努めます

虐待を発見した場合や通報があった場合は、関係機関  
と連携し、高齢者の権利を守ります。

## ● 消費者被害を防止します

振り込め詐欺など高齢者への悪質な詐欺被害を防止  
します。また、地域の方々と連携し、被害の早期発見に  
努めます。

## ● 高齢者の権利・財産を守ります

預貯金などの財産管理やさまざま  
な契約などを行う際、  
認知症などで適切な判  
断が出来ない方のた  
めに、成年後見制度  
などを紹介します。

# 地域とつながるために

地域住民の「互助」による助け合い活動を推進します。

医療・介護保険従事者、民生委員、近隣住民、  
また商店などみなさんの生活を支える関係者と連  
携を図るために福祉相談センターに\*生活支援コー  
ディネーターを配置しています。

※生活支援コーディネーター  
とは、地域支え合い推進員  
とも呼ばれ、「地域で暮らす  
人」と、「支援する人やサー  
ビス」をつなぐ専門職です。  
支援する人の発掘や養成、  
地域の情報を伝えていく役  
割も担っています。

